

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

1 延期する健診

(1) 1歳6か月児健診（保育相談、歯科健診）

① 3月17日（火）49人、② 31日（火）41人

(2) 3歳児健診

① 3月19日（木）31人、② 26日（木）41人

延期の理由

- (1) 「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」
令和2年2月28日 厚生労働省事務連絡
- (2) 集団健診のため、1回あたりの健診において40～60名が参加し、適切な環境の確保（2メートル以上の距離が離れた待合など）が難しい。
- (3) 保護者側の不安感がある。
- (4) 1歳6か月児健診は2歳になる前日まで、3歳児健診については4歳になる前日まで受診対象期間があるため、代替え日程を組むことが可能である。
- (5) 他市においても延期の対応が増えている。

三鷹市、調布市、府中市、小金井市、東村山市、清瀬市など

延期にあたっての措置

- (1) 来週以降予定されている対象者に対して、取り急ぎ電話及びはがきにて通知する。
- (2) 健診再開後においては、各健診の対象月齢を経過しても、健診等の機会をつくり対応を行っていく。
- (3) 対象者の内、ケアが必要な方に対しては、個別に対応する。

2 実施する健診

3～4か月児健診

① 3月10日（火）53人、② 24日（火）52人

実施の理由

- (1) 「こんにちは赤ちゃん訪問」以降の生育状況や産後のメンタル状況を的確に把握する必要がある。
- (2) 新型コロナウイルスの影響により、子育て支援施設が軒並み閉館となっている中、母親等の育児相談の場を確保する。